

第1回 宮崎市公共施設使用料の見直しに関する市民検討会 議事録（要点記録）

■ 会議概要

日 時： 令和4年11月7日（月） 14：00～15：55
場 所： 宮崎市役所本庁舎4階「特別会議室」
出席者： 委員 7名
事務局長、帖佐副市長、都市戦略局長、都市戦略課職員
傍聴者： 2名

■ 内容

1 委嘱状交付

2 あいさつ

【帖佐副市長】

- 公共施設の問題については、多くの施設を抱える中、ご案内のとおり本庁舎の建て替えや、消防庁舎の建て替え、さらに公立公民館においても複数個所で建て替えや改修が必要になるなど、施設の老朽化を中心とした様々な課題が山積している状況である。
- 今後も最適な公共施設サービスを維持していくため、市では公共施設等総合管理計画を策定し、施設評価による施設の見直しなどを進めているが、まだまだ十分ではない現状がある。
- そのような中、使用料については、その収入額は施設の維持管理にかかるコストの約2割程度に留まっており、残りの8割は一般財源で負担している状況であることや、旧4町から引き継いだ施設との料金格差の問題があり、早急に改善していく必要があると考えている。
- 本会では、市の案に対して、市民の皆さまの視点から様々なご意見をいただき、今後の検討の参考としていくことを目的としている。委員の皆さまそれぞれの立場、視点から、忌憚のないご意見を賜るようお願い申し上げます。

3 委員紹介

4 会議の基本的事項についての説明

次第4ページに記載のとおり承認。

5 委員長及び副委員長の選出

委員の互選により、以下のとおり選出。

委員長 … 桑野 斉 委員（宮崎大学教授）

副委員長 … 安藤 真奈美 委員（宮崎市芸術文化連盟理事）

6 本市の公共施設を巡る現状と課題 … 議事 1

事務局から資料 2 について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

- (委員長) ● 総合管理計画に掲げる「総量の最適化」、「質の向上」、「投資の厳選」の進捗状況はどうか。
- (事務局) ● 主なものとしては「総量の最適化」の取り組みとなるが、総合管理計画では市が保有する施設の床面積を約 13%削減することを目標に掲げており、これまでの施設評価により、約 5%程度を廃止と評価している状況である。
- (委員) ● これまで施設の面積を減らしていく過程で、地域からの反発などはあったか。
- (事務局) ● 施設を廃止する場合、やはり利用者からは、存続を求める声をいただくことはあった。また、廃止とならない場合では、設備や機能の充実を求める意見をいただくこともある。
- (委員) ● 使用料の免除があるとのことであったが、特定の利用者のみが無料になるというのは、一般市民の感覚からすると不平等だと思う。
- これからは、施設を使う人がそれなりの負担をしていく、全ての施設で平等に負担していくという意識を持つことが大事になるのではないか。
- (委員長) ● 公正性を保つことは今回の重要なポイントになる。一部の地域や利用者へのみ、利益や負担が偏ってはいけない。
- (委員) ● 総合管理計画の目標はどのように設定しているのか。今回の市民検討会も、計画策定から何年も経過してからになっているが、期間についてもどのように考えているのか。
- (事務局) ● 使用料の見直しに関しては、平成 28 年度に使用料設定基準を策定したが、その後考え方の整理不足や消費税率の改正などもあり、実行できなかったという背景がある。この度、庁内での整理がまとまりつつまるといことで市民検討会を設置したところである。
- 総合管理計画については、床面積の削減のほか、使用料の適正化や民間との連携の推進など、8つの実施方針を定めて取り組みを進めており、計画の終了年度が令和 9 年度となっているため、その前には、これまでの進捗状況を示していくことになる。
- (委員長) ● 持続可能ということが重要である。今のままでは財政破綻してしまう。
- ただし、いたずらに施設を減らすということではなく、市民満足度の向上ということも必要。そのような意味でも、使用料の見直しはやらなければならないことだと思う。

- (委員) ● 前提の話になるが、将来の改修更新費用の試算結果と、社会保障費の増加、人口減少の3つの課題を重ねたときに、非常に恐ろしいと感じた。
- 今回の議論は、それとは別に、維持管理費に対して使用料をどうするかという話だと思うが、そもそも問題が大き過ぎるため、使用料を見直したところで、本当に今後大丈夫なのかと感じてしまう。
- (事務局) ● 今回示している改修更新費用の試算結果は、現在保有している施設をそのまま持ち続け、老朽化した施設を全て改修更新していくと仮定した場合の数字である。
- 財政収支のバランスを維持していくためには、今後も、各施設において必要性の確認を行うとともに、廃止や集約化などの議論を進めていく必要があると考えている。
- (委員) ● コロナ禍において音楽関係でも公民館を利用する機会が増え、最近では公民館があることのありがたさを強く感じている。
- 今回の説明を聞いて、利用者は少しでも負担をして、施設がより使いやすいものになっていくという方がいいのではないかと思うようになった。
- 多くの市民がこのような実情を知ることが大事だと思うので、その伝え方についても考えていく必要があるのではないか。
- (委員) ● 子どもたちの陸上競技でよく生目の杜運動公園を利用するが、使いたいときに使えないことが多い。
- 使用料も含めて、普段使う施設のこと以外はあまり知らない人も多いと思うが、知っていれば他の施設を使うということもできるので、そういった情報がわかるようなものがあるといいのではないか。
- (委員長) ● 公共施設を使いたいときに使えないというのはよくある話で、使用料の見直しと併せて、そういった問題も考えていかないと、市民にとって公正な環境というのは生まれないかもしれない。
- (委員) ● 以前公民館を使っていたが、エアコンなど設備が充実していないことは感じていた。
- また、学生になってから公共施設を利用する機会が減ったが、周りを見ても、ダンスなどの練習を構内で行う人も多いため、設備の充実だけでなく、使用料に関しても学割制度などがあると、より若者の需要が高まるのではないか。

7 公共施設使用料の見直しに係る基本的な考え方（案） … 議事2

事務局から資料3について説明後、質疑応答。

【主な質疑応答】

- (委員) ● P T Aは現在、公民館や交流センターの会議室を利用する場合、減免をしてもらっているが、見直し後はどのような取り扱いになるのか。
- その他にも、部活動については今後地域移行の動きがあるが、今後どのような扱いになっていくのか明確にしておかないと、わからない人たちが出てくるのではないか。
- (事務局) ● P T Aについては、社会教育関係団体に該当するため、施設の設置目的に沿う活動を行う場合は減免の対象になると考えている。
- 部活動の地域移行については新たな動きであるため、まだ明確な方針は定まっていないが、今後整理をしていきたい。
- (委員長) ● 減免の基準についても本検討会の議題となっているので、より丁寧な議論を行うためにも、個別の事情に関する内容であっても積極的に意見を述べていただければと思う。
- (委員) ● 全体的に様々なロジックを組み合わせられており興味深かったが、一つだけ気になったことは、受益者負担割合の考え方と、使用料算定の条件の中で、稼働率を100%と仮定するとされている点についてである。
- これでは実際の稼働率が低かった場合、頑張って使用料を上げてもらったとおりの効果が出ないことが想定される。そのあたりの見立てはされているのか。
- (事務局) ● 委員のおっしゃるとおり、稼働率を仮に50%で見れば使用料は高く設定されることになるが、今回の考え方では、使用料の上昇をある程度抑えるような条件としている。
- (委員) ● このような計算だと、せっかく使用料を上げて、受益者負担のコストカバー率を上げようと試みても、結局20%が25%程度にしかならないという結果になる恐れがあるため、そのような見立てをした上で率の設定をした方がいいのではないか。
- 使用料を上げることと、サービスの向上をどう組み合わせるかということもあるため、利用が増えるという可能性もあるとは思いますが、このロジックだと今の点はしっかりと見ておいた方がいいと思う。
- (事務局) ● コストカバー率の目標というのは明確に設定していないが、現状では、激変緩和措置により現行の1.5倍を上限とするという考え方があるため、30%近くというのが現実的な数字になるのではと考えている。

- (委員) ● 減免について、目的によって減免対象となるかならないかが決まるということだと思うが、どうやって判断するのか。
- (事務局) ● 減免申請書に活動内容を記載していただき、それを確認していくことになると考えている。
- (委員長) ● 減免についてはさらに細かい内容を示したものがあるのか。
- (事務局) ● 各課で定める減免要綱では、それぞれ細かい要件等が示されているが、ものによっては、対象団体を拾い過ぎているケースもあると考えている。
- (委員長) ● 今回は各課バラバラの基準をある程度統一していくということで、それによってこれまで減免対象だった団体が対象外となったり、その逆も出てくることが考えられる。今後そのような部分についても精査をしていくことになると思われる。
- (委員) ● スポーツ施設において子ども料金の減額率を拡充することだが、大学生には減額の措置はないのか。
- (事務局) ● 大学生は現在も一般扱いとされているが、今のところ、減額の対象とすることは考えていない。
- (委員長) ● 減免については、施設の性質によっても考え方が変わることや、大学生の中にも様々な立場の人がいる中で、今の世の中に合う形で考えていくことになるのではないのか。
- (委員) ● 個人的には、どの施設も使用料は同じであるべきと思っているが、例えば、料金格差がある旧町の施設を利用されている人などは、このような状況を知っているのか。知っているのであれば、料金統一までこんなに時間をかけずに、もう少し早く統一するようなことも可能なのではないのか。
- (委員長) ● 確かに、合併して20年近く経つ中で、今更経過措置が必要なのかという考え方はあるかもしれない。しっかりと説明すれば、旧町の利用者が納得されるということはないか。
- (事務局) ● 利用者の立場からすれば、料金を統一すべきだという考え方の人ばかりではないと考えており、そういった人たちにも値上げを受け入れていただくためには、段階的な措置というものが必要であると考えている。
- (委員長) ● 事務局の新ルール案でも、行政のプランとしてはかなり大胆な内容ではある。どこまで利用者に受け入れられるかは未知数ではあるが、市民の意識改革もしていかないと難しいかもしれないため、ルールを決めるだけでなく、様々な取り組みが必要になってくるのではないのか。

- 公正性は絶対に必要なので、本検討会を通じて多くの利用者に受け入れられるいい案が出てくるといいと思う。
- (委員) ● 我々は施設をよく使う側だが、使わない市民にも多くのことを知ってもらう必要があるのではないかと。市の広報誌等で周知を図ってはどうか。
- (委員) ● 学校体育館は見直しの対象外とのことであったが、例えば交流センターの体育館が値上げになった場合、その近隣の学校体育館に利用者が集中するような事態も想定される。
- また、仮に両方が値上げになった場合でも、それによって施設の利用自体が減ってしまうということもあると思うので、施設毎に利用者の性質も違うと思うが、しっかりと周知や説明をしていくことが必要になるのではないかと。
- (事務局) ● 通常の体育施設は一般貸出を目的としているが、学校体育施設はあくまで学校のための施設であり、学校が使っていない時間に一般貸出を行っているものという違いがある。そのため、市としては、まずは一般貸出を目的に設置されている施設について使用料を統一していき、学校体育施設については、その後改めて検討をしていくことになると考えている。
- (委員長) ● 行政としては、社会体育施設と学校体育施設では所管が明確に分かれているが、利用者からすると大きな違いはないため、今後行政側の視点と利用者側の視点をすり合わせていくと建設的な議論が生まれるかもしれない。
- (委員) ● 先ほど、使用料収入のコストカバー率が20%から30%という話があったが、それだと額にすると、せいぜい3億円程度の増収にしかならない。行政としてこれだけの決断をするのに、その結果はこの程度でいいのか。
- (委員長) ● 公共施設をどこまで、誰が負担していくのかというのは根本的な問題である。また、収支がプラスになるのであれば民間に任せればいい訳で、プラスにならないものを公共でやる中で、どこまで利用者に負担を求めていくかということが論点になる。
- 今後100%無料で施設を使えるということや、あれもこれも施設を全部作っていくという選択肢はない中で、どの施設を選んで、どのくらい負担を求めていくのか、この問題提起は今後の議論でも重要になると思うので、よろしくお願ひしたい。

8 その他

今後のスケジュール等について、事務局から説明。